農業委員および農地利用最適化推進委員の募集について

令和９年４月２４日で任期満了となる農業委員および農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

農業委員は、地域や団体からの推薦、応募に基づき、議会の同意を得て町長が任命します。農地利用最適化推進員は、地域や団体からの推薦、応募に基づき、農業委員会が任命します。

募集内容は、下記のとおりです。

<table>
<tr><td></td><td>農業委員</td><td>農地利用最適化推進委員</td></tr>
<tr><td>募集人数</td><td>６名</td><td>６名
（担当区域及びその委員数は別表のとおり）</td></tr>
<tr><td>主な業務</td><td>農業委員会総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議
現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動）等</td><td>担当地区の現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動）等</td></tr>
<tr><td>委員の任期</td><td>令和９年４月25日から
令和１２年４月24日まで</td><td>農業委員会からの委嘱日から
令和１２年４月24日まで</td></tr>
<tr><td>報酬</td><td colspan="2">年額　140,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資格要件</td><td>農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項や農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に遂行できる者
（農業分野以外の者を１名以上含む）</td><td>農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当地区においてその職務を適切に遂行できる者</td></tr>
<tr><td colspan="2">以下のすべての要件に適合すること。
①上関町に住所を有する者。ただし、特別な事情があればこの限りでない。
②上関町が設置する他の附属機関等の委員であっては兼務が禁止されていない者
③上関町の職員でない者
④欠格者（破産中、禁固刑執行・猶予中）でない者</td></tr>
<tr><td>募集方法</td><td colspan="2">農業者または農業者組織などからの推薦、本人応募</td></tr>
<tr><td>推薦・募集の方法</td><td colspan="2">申込書に必要事項を記入のうえ、上関町産業観光課（上関町農業委員会事務局）へ持参または郵送にて提出してください。（電子メール等での提出不可）
なお、申込書は上関町産業観光課にあります。</td></tr>
<tr><td>募集期間</td><td colspan="2">令和８年11月24日（月）８時30分 ～ 令和８年12月21日（月）17時15分
（持参の場合は開庁時間内、郵送の場合は必着）</td></tr>
<tr><td>留意事項</td><td colspan="2">① 農業委員と推進委員双方への推薦・応募は可能です。（両委員の兼務はできません。）
② 両委員とも募集の期間中または終了後に、推薦および募集した方の氏名等を公表します。
③ 両委員の候補者については、評価委員会に諮り、資格要件の確認および定数超過等の場合は個々の評価を行い、各委員の候補者の決定を行います。</td></tr>
<tr><td>問い合わせ
提出先</td><td colspan="2">上関町産業観光課・上関町農業委員会事務局
〒742-1402　山口県熊毛郡上関町大字長島448番地　　☎62-0360</td></tr>
</table>

（別表）農地利用最適化推進委員の担当区域及び委員数

地区	その地区の区域	委員数
上関	上関、八島、戸津、中の浦	1
上関	蒲井、四代、白井田	1
室津	志田、尾熊毛	1
室津	室津、練尾、大津	1
祝島	祝島	2